



Yellow Hat



2024年11月7日

各位

会社名 株式会社イエローハット  
代表者名 代表取締役社長 木村 昭夫  
(コード番号 9882 東証プライム)  
問合せ先 経理部長 三橋 広康  
(Tel: 03-6866-0163)

## 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による 自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、2024年11月7日開催の取締役会において、2024年10月31日にお知らせした会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得に関し、その一部につきまして具体的な取得方法を決議しましたので、下記の通り、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取得の方法

本日(2024年11月7日)の終値2,522円で、2024年11月8日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行います(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

#### 2. 取得の内容

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式             |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,000,000株(上限)     |
| (3) 株式の取得価格の総額 | 2,522,000,000円(上限) |
| (4) 取得結果の公表    | 2024年11月8日         |

午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

(注2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。

#### 3. その他

自己株式立会外買付取引による自己株式の取得完了後、2024年10月31日の取締役会において決議した取得し得る株式の総数及び総額の上限から、自己株式立会外買付取引により取得した株式の総数及び総額を控除した株式の数量及び金額を上限として、東京証券取引所における市場買付けを実施する予定です。

【ご参考】

1. 自己株式の取得に関する決議内容（2024年10月31日公表分）

- |     |            |   |
|-----|------------|---|
| (1) | 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) | 取得し得る株式の総数 | 2,500,000株（上限）<br>[発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：5.4%] |
| (3) | 株式の取得価格の総額 | 5,000,000,000円（上限）                              |
| (4) | 株式を取得する期間  | 2024年11月7日～2025年2月28日                           |
| (5) | 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け                                |

2. 2024年11月7日現在における進捗状況

- |     |           |    |
|-----|-----------|----|
| (1) | 取得した株式の総数 | 0株 |
| (2) | 取得価格の総額   | 0円 |

以上